

「多子世帯の大学等授業料等無償化」の要件とアルバイト収入の関係

令和7年度から開始した「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまで、アルバイト等の年収が103万円以下の方を、多子世帯の子供としてカウントしていたところ、いわゆる「103万円の壁」を見直す令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代(19歳以上23歳未満)の方については、年収160万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントすることとなりました。
※以下は、令和8年10月分の判定は令和7年1月～12月分の収入へ状況等により行われます。

令和7年12月31日時点の年齢	扶養する子供にカウントされる年収
23歳以上	123万円以下
19歳以上23歳未満	160万円以下
19歳未満	123万円以下

具体例

アルバイト収入の額 円	160万円	
	対象外	対象外
160万円以下であれば、扶養する子供にカウント※		
※低所得者世帯として、給付型奨学金の支拂を受ける方については、年収が160万円以下であっても、当該年収の額に応じて支拂額が減少する場合があります。		
大学生(令和7年12月31日時点20歳)		
123万円以下であれば、扶養する子供にカウント	対象外	対象外
高校生(令和7年12月31日時点16歳)		
123万円以下であれば、扶養する子供にカウント	対象外	対象外
高校生(令和7年12月31日時点15歳)		

※上記の年収は給与収入の額であり、ワードリバリー配達員など個人事業主の事業所得の場合は、95万円以下となります。

地方税法上の扶養親族又は特定親族である子等の人数 3人以上が対象

※制度改正のための連絡となつております